

長野県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果をここに公表する。

平成 28 年 12 月 13 日

長野県後期高齢者医療広域連合監査委員

出 浦 克 彦
和 田 重 昭

平成 28 年度定期監査の結果に関する報告

1 監査の実施方針

平成 28 年度定期監査実施計画に基づき、広域連合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性及び正確性等の観点から監査を実施した。

2 監査の対象期間

平成 28 年度上半期執行分について対象とした。

3 監査の実施日及び場所

- (1) 実施日 平成 28 年 11 月 28 日（月）
- (2) 場 所 長野県後期高齢者医療広域連合事務局

4 監査の実施方法

提出された監査調書及び帳票類に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

（監査を実施した主な項目）

- ・ 各課の課題、目標
- ・ 主要事業（電算処理システム運用管理業務、被保険者証等作成業務、保険給付業務、長寿健康増進事業、健康診査事業、歯科健診事業、重複・頻回受診者等訪問指導事業、低栄養・重症化予防事業）
- ・ 収入関係（執行状況）
- ・ 支出関係（執行状況）
- ・ 財産関係（備品管理）
- ・ 契約関係（契約方法）

5 監査の結果

監査を実施した結果、法令等を遵守し、概ね適正かつ効率的に執行されており、指摘事項及び検討事項に該当すべきものは、見受けられなかった。引き続き、適正かつ効率的な執行に努めていただきたい。

なお、マイナンバー情報について、他の情報保有機関との情報連携が、来年7月から開始されることに伴い、今まで以上に、個人情報の適正な管理・保護が求められるため、引き続き、万全の準備に努めていただきたい。また、被保険者の健康寿命延伸のため、構成市町村と連携を図りながら、データヘルス計画に基づく保健事業の実施に、より一層、努めていただきたい。